

福津市津屋崎ヨットハーバー条例施行規則に関する取扱要領

●趣旨

本施設は、福岡県が管理する県営津屋崎漁港内の一部に漁業活動を阻害しない範囲内での施設の有効利用を図ることを目的に整備されました。従って、**利用にあたっては漁業活動が優先**となります。

施設の利用には福津市の許可が必要であり、海上施設（浮桟橋）を使用する場合は福岡県漁港施設利用許可及び福岡県漁港施設使用料の支払いも必要となります。（※宗像漁業協同組合津屋崎支所が申請窓口）また、**船舶の管理については自己管理が原則**です。

①申請を行う前に

●施設の供用期間等

1. 定休日

毎週火曜（当該日が祝日に当たる場合は、その翌日）、12月31日から1月5日まで

2. 管理事務所、上下架施設の供用時間

供 用 時 間	
4月1日から10月31日までの期間	午前8時30分から午後6時まで
11月1日から3月31日までの期間	午前8時30分から午後5時まで

3. その他の休日

施設のメンテナンス・災害（台風・大雪）等により臨時に休日とする場合があります。

上下架施設、牽引車は、雨天、強風（平均風速 10.0m/s 以上）等の場合は作業を行わない場合があります。

●利用許可の制限

許可申請をした方が、次に掲げる各号に該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 小型船舶係留等施設を破損又は滅失する恐れがあると認められるとき。
- (3) 小型船舶係留等施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団及び暴力団構成員。
- (5) その他、管理者が特に管理運営上支障があると認めたとき。

●施設使用の要件

次の各号に掲げる規格の船舶の場合であって、施設使用若しくは漁港管理の上で支障がないとき。**なお、各号に関わらずバースに規格がありますので詳しくは宗像漁業協同組合津屋崎支所にお尋ねください。**

1. 浮桟橋に係留できる船舶の規格は、原則として船の長さ（船舶検査証書記載の船舶延長）が使用するバースの規格長を超えないものかつ、船幅がバースの規格内に収まるもの。
2. 陸上保管施設を使用できる船舶の規格は、原則として船の長さ（実延長）、船幅、船台幅が使用する区画の規格長以内のものかつ、上下架施設が利用可能であること。
※ 8m区画は、原則として船の実延長（8.0m未満）、船幅・船台幅 2.5m以内
※ 10m区画は、原則として船の実延長（8.0～10.0m）、船幅・船台幅 3.0m以内
3. 上下架施設が使用できる船舶の規格は、原則として船の重量（船舶検査証書の総トン数）が 5.0 t 未満のものかつ、船の長さが上下架作業を安全にできる長さであること。
4. 陸上保管施設で使用する船台は、管理者の指定する規格（ワンタッチ離接台が可能なもの）に適合したものであって、けん引中も船体の安定が保持でき、かつ、作業時間が大幅にかからないものとし、メンテナンスで使用する船台も同様とする（詳しくは管理事務所でご確認ください）。

※漁船法に規定する漁船・遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業の用に供する船舶・水上オートバイ・その他営利目的に供する船舶はご利用になれません。

●使用料等

1. 料金算定の基準は、船舶検査証書記載の船舶延長です。また、1 m未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て計算します。
2. 海上係留、陸上保管施設使用料は利用許可時に当該年度の使用料を全額前払いしていただきます。
3. 上下架施設、ビジター施設利用は、利用の都度、料金をお支払いいただきます。
4. 海上係留の場合は、市の使用料の他に別途、福岡県漁港施設利用許可を受け福岡県漁港施設使用料の支払いが必要です。（※宗像漁業協同組合津屋崎支所で手続きを行ってください。）

●施設使用料金基準額

- (1) 浮棧橋又は陸上保管施設を常時使用するとき。 (単位：円)

区 分	船舶延長 1 m、1 か月あたりの基本額
海上（浮浅橋）	1,320
陸上（陸上保管施設）	1,870

備考 1 か月未満の端数があるときは、その端数が 15 日以内の時は半月分、15 日を超えるときは 1 か月として計算する。

例) 船舶延長 6.67m の船を 1 年間使用する場合

【海上係留】 $6.6\text{m} \times 1,320 \text{ 円/m} \cdot \text{月} \times 12 \text{ 月} = 104,544 \text{ 円}$ ※別途、福岡県漁港施設使用料

【陸上保管】 $6.6\text{m} \times 1,870 \text{ 円/m} \cdot \text{月} \times 12 \text{ 月} = 148,104 \text{ 円}$

- (2) 浮棧橋又は陸上保管施設を一時的に利用するとき。 (単位：円)

区 分	船舶延長 1 m、1 日あたりの基本額
海上（浮浅橋）	360
陸上（陸上保管施設）	350

備考 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。

例) 船舶延長 6.67m の船を 3 日使用する場合

【海上係留】 $6.6\text{m} \times 360 \text{ 円/m} \cdot \text{日} \times 3 \text{ 日} = 7,128 \text{ 円}$ ※別途、福岡県漁港施設使用料

※ 1 日とは暦日です。ただし、2 日以上利用する場合、翌日午前 10 時までに出港する場合、最終日は 1 日に数えません。

例) ① 午前 10 時から翌日午前 10 時までの場合 … 1 日

② 午後 3 時から翌日午前 11 時までの場合 … 2 日

- (3) 上下架施設（クレーン）を使用するとき

1 回の上架又は下架につき 1,100 円

②申請手続きについて

●利用の申請手続等

津屋崎ヨットハーバーを利用する方は、申請が必要です。許可の期間は1年を超えないものとし、**年度途中の場合はその年度末まで**とします。

引き続き施設の使用を希望される場合は、更新の手続きを行ってください。

なお、**更新にあたっては、改めて審査を行います。**

手続きの主な流れ

①必要書類の提出 → ②審査 → ③許可書・納付書発行 → ④使用料納付

1. 必要書類

- (1) 小型船舶係留等施設使用（新規・変更）許可申請書（以下「許可申請書」という。）
- (2) 誓約書
- (3) 小型船舶共有届（共有の場合、共有者全員の自動車運転免許証、小型船舶操縦免許証またはマイナンバーカード等、本人確認ができるものの写し）
- (4) 住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書、法人の場合は登記事項証明書）、なお**個人の更新手続きに限り、前回申請時と住所変更がない場合は、①自動車運転免許証、②マイナンバーカード、③小型船舶免許証の写しのいずれかでも可とします。前回申請住所が自動車運転免許証の裏面に記載されている場合は裏面の写しも必要です。**
- (5) 船舶検査証書の写し（有効期間内のもの）
- (6) 船舶検査手帳の写し（両面とも）
- (7) 船舶の写真（船の全体、最新の船舶番号が写っているもの ※カラープリンタ印刷可）
※船舶の変更を伴わない継続利用者は不要とする。
- (8) 船舶保険加入証書の写し（または申込書等、保険料の支払いと保険の期間が確認できる書類）
※研修室のみの利用を希望する方は許可申請書以外の添付書類は不要です。
※上下架施設のみの使用を希望する方は、住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）に代えて自動車運転免許証の写し等本人であることを証明するものの添付とすることができます。

【注意事項】

1. 提出された書類の結果、条件を満たさないことになった場合は、許可できません。
2. 許可を受けた方は、条例第7条の規定により利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供することはできません。
3. 指定された期日までに書類の提出（修正等含む）が行われない場合は、許可できません。

●ビジター利用

他港からの周遊等によりヨットハーバーに一時的に停けい泊（ビジター利用）しようとする方は**事前に管理者の確認を受けてから**、許可申請書で申請をしてください。

1. 利用の期間は、原則として最長1週間とし、利用開始日及び終了日が施設の定休日にならないこと。
2. 申請は、利用を開始したい日の1週間前までに許可申請書に必要書類を添えて宗像漁業協同組合津屋崎支所に提出してください。
3. 入港は、施設営業日の営業時間終了1時間前までに行ってください。
4. 自然災害や船舶故障など、急的な対処や避難が必要な場合、停泊前に宗像漁業協同組合津屋崎支所に報告のうえ、その指示に従ってください。

●許可期間内の変更等

許可期間中に申請内容に変更がある場合は、次の各号の手続きが必要です。また、船舶の変更、改造、その他の変更を行うときは、事前に管理者の確認が必要です。**特に船舶の更新や改造の際は、変更予定の内容で船舶の係留が可能かどうか事前に確認を行う必要がありますので、必ず宗像漁業協同組合津屋崎支所にご連絡ください。**船舶の長さによっては保管場所の移動が生じます。また適当な場所がない場合など、変更後の船舶を許可できないことがあります。

なお、船舶の変更に関わる書面提出も必ず宗像漁業協同組合津屋崎支所へ行ってください。

- (1) 許可期間中に船舶を変更する場合は、許可申請書に必要書類を添付し、事前に変更申請をしてください。

変更した船舶の長さにより、使用料金の追加・還付が生じます。

- (2) 船舶検査証書、船舶検査手帳の記載内容を変更又は損害保険を更新されたときは、30 日以内にこれらの書類の写しを提出してください。
- (3) 船舶の名義変更等で、許可を受けた者を変更したい場合は、変更の手続きではなく、次項の「利用の中止」の手続きとなります。

※新しい所有者の方も申請書類を提出し、審査を行います。そのため、審査に通らなければ許可できない場合がございます。

●利用の中止等

許可を受けた施設の利用を中止する場合は、ヨットハーバー施設使用中止届を提出し、管理事務所で使用中止の確認を受けてください。利用期間が満了した場合は管理事務所で使用終了の確認を受けてください。

なお、事務処理に時間がかかる場合がありますので、中止の日の3か月前までを目安にヨットハーバー施設使用中止届を宗像漁業協同組合津屋崎支所に提出していただくようお願いいたします。

- (1) 使用中止を確認した日を基準日として、銀行振込により使用料の還付又は精算を行います。
- (2) 名義変更等により許可を受けた人を変更しようとする場合、原則としてそれまでの許可内容は引き継がれません。新しい所有者で新規に許可申請を行ってください。保管場所の変更や施設利用の待機者がいる場合などは、許可しない場合があります。

③その他

●許可の取消し

許可を受けた方が、次に掲げる各号の行為を行った場合には、許可期間内でも許可を取り消すことがあります。

- (1) 津屋崎ヨットハーバー条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 許可を受けた船舶に暴力団又は暴力団員を乗船させ、又は許可を受けた船舶若しくはヨットハーバー等を利用させたとき。
- (5) 納付期限までに使用料の納付がなかったとき
- (6) その他、市長がヨットハーバー等の管理上支障があると認めたとき。

(6) で定める管理上支障があると認められる例（禁止事項）

- ・ ヨットハーバー内に無断で、自転車、自動二輪車、自動車その他の車輛を牽引車の運転の妨害となる場所に駐車したとき。
- ・ 許可を受けた船舶を所定の区画以外の区画に長時間係留又は陸置きしたとき。
- ・ 発電機、外部スピーカーの使用等により騒音を発生させたとき。
- ・ ヨットハーバー内において、花火の点火、たき火等裸火の点火を行ったとき。
- ・ 津屋崎漁港内において、船内トイレ（ホールディングタンク付きを除く）の使用、津屋崎漁港内を汚染する行為を行ったとき。
- ・ 海面に洗剤を流したとき（洗剤をどうしても使用しなくてはならない場合は、確実に排水ができる場所で行うか、ふき取りなどで対処すること）。
- ・ ヨットハーバー内において、釣、ダイビング、遊泳等、他の船舶の航行を阻害する行為を行ったとき。
- ・ ヨットハーバー内外にゴミ等を投棄し、又は放置したとき。
- ・ ヨットハーバーへの係留に際し、管理者の許可なくアンカーを使用したとき。
- ・ ヨットハーバーへの係留及び陸置きに際し、ロープ以外のものを使用したとき。
- ・ 市長の事前の許可なくして、ヨットハーバー内において、営利を目的とする行為（遊漁船業、捕獲した水産物の販売行為）及びこれに準ずる行為を行ったとき。
- ・ 福津市に対し負担する使用料支払債務、損害賠償支払債務その他の履行期限を 30 日以上経過してもなお不履行であるとき。
- ・ 船舶検査証書及び船舶保険の有効期限が切れて 30 日以上経過してもなお変更等の手続きを行わないとき。
- ・ 許可日の翌日から起算して 3 カ月以内に申請した船舶をヨットハーバーに搬入しないとき。
- ・ 事前の承認もなく、許可を受けた船舶の改造、買い換えその他の変更を行ったとき。
- ・ 福岡県漁業調整規則第四十三条（遊漁者等の漁具漁法の制限）の規定により、禁止された漁法で魚等の採取を行ったとき。※トローリングなどがこれにあたりますので、十分ご注意ください。
- ・ 前各号に規定するもののほか、福津市及び他のヨットハーバー利用者に迷惑となる行為を行ったとき。

●利用の制限

1. 津屋崎漁港において福津市が主催又は後援する行事等を実施する場合には、施設の利用を制限することがあります。この場合において、許可を受けた船舶を移動していただくことがあります。
2. 法令に基づく行政機関等による施設の利用、福津市の応急措置の業務への従事、市長の地震防災応急対策に係る措置への協力その他の事由（施設修繕等）により、施設の全部又は一部について利用を制限することがあります。この場合において、許可を受けた船舶を移動していただくことがあります。
3. 管理者がヨットハーバーの管理上必要と認めたときは、許可を受けた船舶の係留又は陸置き位置を変更することがあります。
4. 他港からの上下架施設の利用は、平日のみとします。また、ヨットの上下架は、土日祝日のみとし

ます。利用には事前に管理事務所への連絡が必要です。

●その他利用上の注意点

1. 本施設では、メンテナンス用の船台は準備していません。海上係留の方で船台を使用される方はその都度ご自身で船台を持ち込み、使用後は速やかに持ち帰ってください。船台は施設使用の要件に適合したものに限り、施設内に放置された船台は処分します。
2. 施設を利用される方は、必ずロープによる固定を行い、定期的に確認をお願いします。
3. 決められた係留場所以外に日を跨いで係留する場合はビクター料金も必要です。
4. ヨットハーバー内において許可無しでのコンセントの使用（冷蔵庫、冷凍庫の使用等）はしないで下さい。
5. 許可を受けた船舶（陸上係留の方は船台も含む）以外の私物を敷地内や浮桟橋に放置しないでください。
6. 船舶を使用して沖に行くなど長時間の駐車する場合は他の使用者の迷惑になりますので、市の駐車場を使用してください。
7. 船舶の管理、航行中の事故等の対応は各自の責任において行ってください。万が一の事故は海保、付近の船舶、管理者にご連絡ください。
8. 法定備品を備えて、携帯電話を携行の上、出港をお願いします。
9. 水道の利用は1回あたり30分を目安にご利用ください。

●問い合わせ

- ・宗像漁業協同組合津屋崎支所 TEL:0940-52-0053 福津市津屋崎 4-47-8
- ・津屋崎ヨットハーバー管理事務所 TEL:0940-52-1128・携帯電話:080-2388-8406 福津市渡 1893-1 地先
- ・福津市役所農林水産課水産林業政策係 TEL:0940-62-5063 福津市中央 1-1-1